

船舶事故調査報告書

平成29年4月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年8月3日 13時55分ごろ
発生場所	愛媛県今治市美濃島西方沖 美濃島二等三角点から真方位263° 1.0海里付近 (概位 北緯34° 06.2′ 東経133° 09.8′)
事故の概要	引船ほたか丸は、バージ ^{ブイ} T-79を横抱きにして北西進中、また、漁船 ^{えびす} 蛭子丸は、南東進中、T-79と蛭子丸とが衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ほたか丸、19トン 273-5898広島、個人所有 B バージ T-79、総トン数不詳（全長約50m） なし、株式会社寺岡 C 漁船 蛭子丸、4.9トン EH3-46452（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 C 船長C、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 左舷中央部外板に擦過傷 C 船首部外板及びバルバスバウに欠損及び亀裂を伴う擦過傷、左舷船首部防舷材に剝離、プロペラ翼に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2～3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、空船のB船を右舷側に横抱きにして引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、手動操舵により北西進中、船長Aが、左舷船首方から接近するC船を視認したものの、これまで漁船が接近した後に避航してくれていたため、今回も同様にいずれC船がA船引船列の進路を避けるものと思い、航行を続けたところ、C船と衝突した。 C船は、船長C及び甲板員1人が乗り組み、自動操舵により南東進中、船長Cが、前方を見た時に他船を認めなかったため、しばらくの間、操舵区画から離れても他船と衝突する危険はないと思い、甲板員と共に前部甲板で漁獲物の選別作業を行いながら航行を続けた。 船長Cは、衝撃で船首方を向いたところ、A船引船列と衝突したことを知った。

<p>分析</p>	<p>A船引船列は、船長Aが、左舷船首方から接近してくるC船がいずれA船引船列の進路を避けるものと思ひ、C船に対する見張りを適切に行っていないことから、衝突のおそれのある態勢でC船が接近することに気付かずに北西進を続け、B船とC船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、船長Cが、前部甲板で漁獲物の選別作業にあたり、見張りを行っていないことから、右舷方から接近するA船引船列に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、船長Aが、左舷船首方から接近してくるC船がいずれA船引船列の進路を避けるものと思ひ、C船に対する見張りを適切に行わず、また、船長Cが見張りを行っていないため、B船とC船とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 衝突のおそれのある態勢になった時は、避航動作をとること。